

16 振興開発に係る事業者、住民、特定非営利活動法人その他の関係者間における連携及び協力の確保

これまで振興開発の各施策を進めるに当たっては、それぞれの施策の内容に応じて、行政機関、住民、関係団体、NPO等と連携して協力を行ってきている。特に、自然環境の保全・再生の分野においては、行政機関はもとより、住民のボランティアやNPO等、多くの団体や関係者の理解と協力の下に、各種事業が進められている。

現状と課題

- 振興開発の各施策を進めてきた中で、行政機関、住民、関係団体、NPO等の参加を得て、施策の検討や実施を行ってきたが、関心の高い住民の参加に限られている傾向がある。
- 住民への情報の提供及び収集に努めているものの、多様な関係者とのパートナーシップや協力の仕組みの構築にまで至っていない。

今後5年間の取組

- 振興開発の推進に当たっては、行政機関、住民、関係団体、NPO等の多様な主体が連携・協力し、それぞれの特性や役割を生かした地域的主体的な取組を推進する。【部・村】
- 振興開発に寄与する人材の育成を図るとともに、積極的な情報発信を行うなど、振興開発を担う多様な関係者が連携・協力できる環境の整備を行う。【部・村】

年次計画

具体的な取組	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
関係者間の連携・協力の確保	継続				

17 帰島を希望する旧島民の帰島の促進

帰島を希望する旧島民の受け入れに对应していくための環境整備を図ってきた。また、硫黄島及び北硫黄島においては、一般住民の定住が困難であることから、父島及び母島への集団移転事業に類する措置を行っている。

現状と課題

- 昭和19年の強制疎開以降、既に70年余りが経過しており、旧島民の高齢化が進んでいる。
- 時間の経過に伴い、旧島民の本土等における生活基盤が確立しているなどの理由により、旧島民の帰島者数は少なくなっている。

今後5年間の取組

- 高齢化した帰島を希望する旧島民の受け入れに对应していくため、高齢者の状況に配慮しつつ環境整備を図るとともに、旧島民の帰島に際しての生活安定及び産業の振興に必要な資金を円滑に供給するため、特別の金融対策を引き続き講ずる。【部・村】
- 硫黄島及び北硫黄島においては、一般住民の定住が困難であることから、父島及び母島への集団移転事業に類する措置を引き続き実施する。【部】

年次計画

具体的な取組	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
旧島民の帰島促進	継続				

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区小石川二丁目三番七
号(代)

郵便番号
112-0002



この用紙は、再生紙のうえ
にリサイクルされています。